

唐院工業団地周辺地区に係る奈良県と川西町との
工業ゾーン創出に関する連携協定書

奈良県（以下「甲」という。）及び川西町（以下「乙」という。）は、川西町唐院工業団地周辺地区（以下「唐院工業団地周辺地区」という。）における工業ゾーンの創出に係る取組に関して、以下のとおり連携と協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地域の活性化及び働く場の創出による活力あるまちづくりに資するため、唐院工業団地周辺地区における工業ゾーンの創出と、奈良らしい農業の展開を目指し、甲及び乙が相互に情報や意見の交換に努め、協働により取り組むことが可能な事項について緊密に連携、及び協力することを目的とする。

（取組事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達するため、事業エリア、事業手法等の確定に向けた取組を推進する。

（役割分担）

第3条 甲及び乙の役割分担に係る基本的な考え方は次のとおりとする。

- 甲 乙の事業エリア、事業手法等の確定に関する取組への支援
唐院工業団地周辺地区に係る事業進捗に必要となる国等との協議等
乙の唐院工業団地周辺地区の状況に応じた都市計画手続、関連施策等に関する支援
乙の唐院工業団地周辺地区への企業誘致に関する支援
- 乙 唐院工業団地周辺地区の事業エリア、事業手法等の確定に関する事
唐院工業団地周辺地区に係る地権者の合意形成に関する事
唐院工業団地周辺地区の状況に応じた都市計画手続、関連施策等との調整に関する事
唐院工業団地周辺地区内の乙が所管する社会資本の整備に関する事
唐院工業団地周辺地区への企業誘致に関する事

（協定の変更）

第4条 甲及び乙は、そのいずれかから、協定の内容について変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更するものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、協働による取組に当たって知り得た情報を甲又は乙の承認を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならない。

（その他）

第6条 甲及び乙は、この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協議の上、定めるものとする。

以上、この協定の締結の証として、本通2通を作成し、甲、乙それぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

平成29年9月5日

甲 奈良県奈良市登大路町30番地
奈良県知事 荒井 正吾

乙 奈良県磯城郡川西町大字結崎28番地の1
川西町長 竹村 匡正